

I .九州産業保安監督部からの連絡事項について

経 済 産 業 省
九州産業保安監督部 保安課

I .九州産業保安監督部からの連絡事項について

目 次

1. L P ガス事故の発生状況について	3
(1) 九州における L P ガス事故について (令和 5 年(7 月末時点))	4
(2) 九州における容器の盗難・喪失について (令和 5 年(7 月末時点))	8
(3) L P ガス事故の報告について	1 0
(4) 液化石油ガス法に係る事故の定義等 (液化石油ガス事故対応要領)	1 2
2. 法令遵守状況について	1 3
(1) 立入検査について	1 4
(2) 令和 4 ～ 5 年度の立入検査における確認事項	1 5
(3) 令和 4 ～ 5 年度の立入検査における気づき事項	1 8
[参考]	
・立入検査に係る処分等の流れの例示	2 1
・立入検査の重点事項 (令和 5 年度)	2 2
3. その他参考事項	2 3
・令和 3 年度以降の法令改正等について	
・保安ネット利用のお願い	

1. LPガス事故の発生状況について

（１）九州におけるＬＰガス事故について（令和５年（７月末時点）） ※修正の可能有

No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
1	1月11日	福岡県 北九州市 若松区	国	漏えい [供給]	消費者よりガス配管を切断したとの連絡あり。 消費者自身で敷地内の水漏れ補修作業を行った際に、ガス配管と水道配管を間違えて切断したもの。 【原因：他工事（消費者自身による）】
2	1月24日	長崎県 諫早市	国	漏えい [消費]	他工事業者が下水工事施工時、屋外コンクリート床を電動カッターで切断作業中、埋設ガス管（PLS20A）を損傷しガスが漏洩した。当該メーターが流量オーバーＣ表示で遮断したため販売店へ連絡があり。販売店にて調査したところコンクリートカッターによるガス管損傷を確認した。漏洩したガスへの着火・爆発はなかった。損傷した埋設配管を切り離し仮設配管にて供給。 【原因：他工事】
3	2月7日	鹿児島県 鹿屋市	国	漏えい [供給]	消費者がガス臭に確認したところ、高圧ホースからガスが漏洩しているのを確認し、容器バルブを閉じて事業者に通報した。そのご事業者の担当者が現地に到着し確認したところ、50k容器2本立のうち1本の高圧ホースが容器に接続されていないのを確認した。調整器の切替レバーは接続されていない方を向いていた。当日の朝、配送センターが容器交換をしており交換後に高圧ホースをつなぎ忘れたと推測される 【原因：容器交換時の接続作業ミス】
4	2月9日	宮崎県 宮崎市	県	漏えい爆発 [消費] 軽傷 1 名	一般住宅のビルトインコンロに接続されていた燃焼器用ホースから液化石油ガスが漏えいし、火気に引火して爆発した。この影響により、当該住宅に住む1名が軽い火傷を負った。爆風は発生したものの、物的被害を及ぼす程の影響はなかった。 ビルトインコンロ下部のホースが長く、引き出しと干渉していたため、長期にわたる引き出し使用によりホースが損傷したことが原因。 【原因：施工不完全】

No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
5	2月12日	福岡県 糟屋郡 新宮町	県	漏えい爆発・火災 [消費]	風呂釜の点火状況が数日前から思わしくなく、そのために本体にガスが滞留し、着火のタイミングで風呂釜が小爆発を起こしたものの。また風呂釜の周囲に燃えやすいもの（タオル、バケツ、雑巾等）が置かれておりそれらに引火したもの。 【原因：消費機器の不具合】
6	3月25日	鹿児島県 鹿児島市	県	漏えい [供給]	引っ越し荷物を積載した乗用車がハンドル操作を誤り、マンション1F駐車場の支柱に衝突支柱に沿って固定されていたガスのフランジ接合部のネジ部が破損し、プロパンガスが放出された。過流出防止弁が作動し、漏えいは停止した。 【原因：一般の自動車の運転操作ミス】
7	3月27日	熊本県 熊本市 北区	国	漏えい [消費]	個人宅において庭を駐車場にするために重機（パワーショベル）にて掘削工事を行っていたところ、ガス埋設配管に気付かず破損させた。ガス漏れの通報後、ガス埋設配管の引き込み部分にて破損した配管を切断し、プラグ止めにて措置を行った。 ガス埋設配管の目印杭があったものの、工事業者が配管に気付かず掘削工事を行い、供給管を破損させたことが原因。 【原因：他工事】
8	3月27日	長崎県 長崎市	県	漏えい爆発 [消費] 軽傷1名	ガスコンロを使用時にガス爆発が発生、それにより台所の壁、天井、窓、玄関ドア等が破損。また、入居者が顔や腹にやけどを負い、病院に搬送された。 現場は2口あるガス栓の元栓が両方開いており、左側が未使用＋ガス栓キャップ、右側にガスホース＋コンロが接続されていたとのこと。現場では、台所付近(壁や床部)の損傷が大きかったことから、台所を中心としてガスが漏えいし、引火した可能性が高いと考えられる。 【原因：ガス栓不具合による微少漏えいと推定】
9	4月25日	福岡県 久留米市	県	漏えい [供給]	消費者（一般の戸建住宅）より「ボンベ取替後にホースが外れ、音がしている」と事業者に通報があった。その後、需要家自身にて容器バルブを閉止した。当該通報を受け事業者社員及び配送業者社員が需要家宅へ急行し現場を確認したところ、高圧ホースが外れていたため、配送業者社員が再接続した。 なお、事業者社員が現場に到着した際には漏えい等異常は確認されなかった。 【原因：容器交換時の接続ミス】

No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
10	4月28日	佐賀県 伊万里市	県	漏えい爆発 [消費]	消費者宅のビルトインコンロの点滅器を交換した。ガスに点火したところ、小爆発が起こった。 【原因：部品交換した際の接続の不具合によるガスの漏えい】
11	6月15日	長崎県 長崎市	県	漏えい火災 [消費] 軽傷 1 名	販売事業者社員が消費者宅でビルトインコンロの点滅器を交換した。交換直後は、通常に使用できていたが、19時頃に再度使用した際、コンロから出火した。これにより、コンロ使用中の消費者が手の甲を火傷し、コンロ本体の一部及びコンロ付近の出窓のカーテンの一部を焼損した 【原因：部品交換した際の接続の不具合又はパッキン不良によるガスの漏えい】
12	7月15日	福岡県 久留米市	県	漏えい [消費]	他工事業者（水道管工事業者）が消防設備へ上水を送水するために水道配管から分岐する工事の際、重機にて掘削中に重機のバケットがLPガス埋設配管に接触し破損させ、LPガスが漏えいした。 【原因：他工事】
13	7月19日	福岡県 行橋市	県	漏えい [消費]	5階建ての集合住宅の4階住居部分において改装工事業者が天井内の配管工事中に、給排水配管と誤ってガス管を切断しガス漏えいが発生した。 【原因：他工事】
14	7月22日	福岡県 飯塚市	県	漏えい爆発・火災 [消費] 重傷 1 名	消費者が調理の為にビルトインコンロを点火したところ、ビルトインコンロの下部に設置されているキャビネットから爆発が起き、キャビネットの扉が開いて火が吹き出し、右側の足付近の衣服に燃え移り、右足首から付け根付近に火傷を負った。 配管及びビルトインコンロの漏洩検査を実施した結果、配管等の供給設備の漏洩はなかったが、ビルトインコンロ単体を検査したところ、漏洩が確認された。 【原因：ビルトインコンロの不具合と推定】

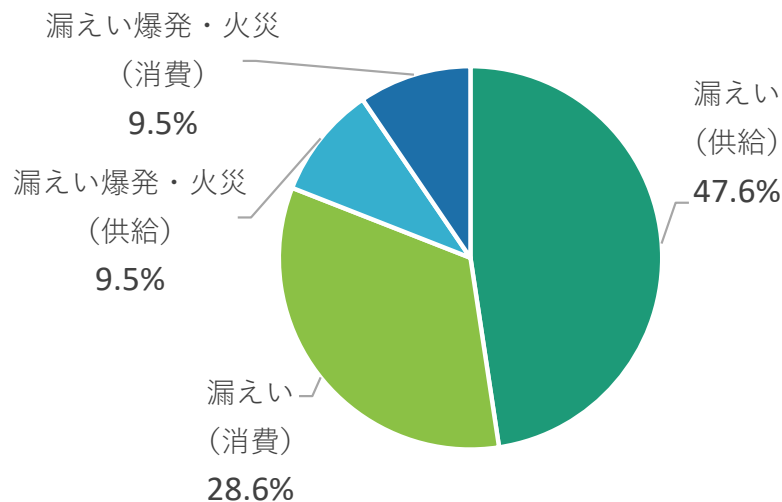
現象別の発生状況

※数値は暫定値

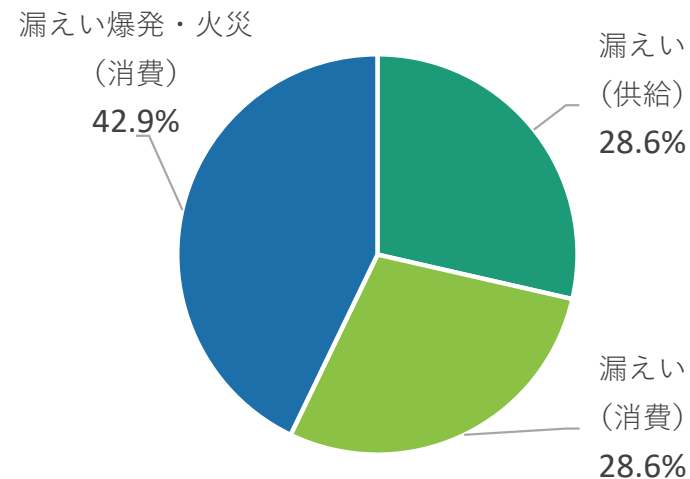
	漏えい		漏えい爆発・火災		中毒・酸欠		合計
R5(～7月)	8	57.1%	6	42.9%	0	0.0%	14
R4	17	81.0%	4	19.0%	0	0.0%	21
R3	22	95.7%	1	4.3%	0	0.0%	23
R2	20	83.3%	4	16.7%	0	0.0%	24
R元	26	81.3%	6	18.8%	0	0.0%	32
	供給段階		消費段階		消費段階		
R5(～7月)	4	28.6%	4	28.6%	0	0.0%	
R4	10	47.6%	7	33.3%	2	9.5%	
R3	14	60.9%	8	34.8%	1	4.3%	
R2	17	70.8%	3	12.5%	4	16.7%	
R元	20	62.5%	6	18.8%	6	18.8%	

- 事故件数は、7月までで14件、R4年の同時期11件よりはやや多いペース
- 現時点では人災の発生は重傷1名、軽傷3名（昨年是人災発生なし）

令和4年



令和5年（7月まで）



(2) 九州における容器の盗難・喪失について（令和5年（7月末時点）） ※修正の可能有
※自然災害による喪失除く

No.	覚知日	発生地域	盗難・喪失	災害・事故の概要
1	1/24	福岡県 大川市	盗難	公民館 を使用した一般消費者からガス販売店にガスがつかないとの連絡があり、ガス販売店が現場確認したところ、LPガス容器がなくなっていた。
2	2/1	福岡県 大川市	盗難	消防団員より販売店にLPガス容器が無くなっているとの連絡があり、ガス販売店が現場確認し、容器盗難が判明した。
3	2/20	大分県 由布市	盗難	検針者が2月の定期検針の為 公民館 を訪問した際、メーターがガス圧低下の為エラーになっていた。メーターを復帰させようとしたがボンベが空になっていた為復帰できず、ボンベを確認すると、販売店が設置していたボンベと違うボンベに置き換えられていた（置き換えられていたボンベも盗難品であった）。公民館は使用頻度が少なく、毎月の使用量をみてもまだ十分残量はあったはずであるが、ガス切れになっていた為発覚した。
4	2/28	宮崎県 宮崎市	盗難	20kg容器2本を設置していた物件から容器が盗難された。前年11月30日より、当該物件は前住人の転居により 空き家 となり、ガスメーターを閉栓していた。2月28日に解体業者から販売事業者へ連絡があり、ガスメーターを撤去してほしい旨の申出があった。販売事業者の職員が現地を確認したところ、ガスメーターのみ設置されている状況であり、設置していた20kg容器2本がなくなっていた。
5	3/27	福岡県 福岡市 博多区	盗難	消費者（企業）よりガスがつかないとの連絡を受け、現場へ駆けつけた。その際、20kg容器1本が無いことに気付いた。

No.	覚知日	発生地域	盗難・喪失	災害・事故の概要
6	5/18	長崎県 五島市	盗難	長期間入居がない ことから、配送センターがボンベ引取りのため訪問したところ、20kg容器2本中、予備側のボンベ1本が無いとの連絡が販売店にあり状況を確認。盗難と判断し警察へ通報。警察との現場検証後、被害届を提出した。
7	5/25	福岡県 中間市	盗難	前年6月30日にガスを閉栓した供給先に対して、2023年5月25日に容器配送事業者が長期滞留容器の確認を実施した際に、20kg容器1本が紛失していることが発覚した。

(3) LPガス事故の報告について

高圧ガス保安法第63条（事故届）

第一種製造者、第二種製造者、販売業者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は警察官に届け出なければならない。

- ・その所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。
- ・その所有し、又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。

（同法第79条の3において、指定都市においては指定都市の長に届け出る旨規定。）

液化石油ガス保安規則第九十六条（事故届）

法第六十三条第一項の規定により、都道府県知事又は指定都市の長に事故を届け出ようとする者は、様式第五十七の事故届書（特定消費設備に係る事故の場合にあつては様式第五十七の二の事故届書）を事故の発生した場所を管轄する都道府県知事（当該場所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該発生した事故に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該場所を管轄する指定都市の長）に提出しなければならない。

液化石油ガス保安規則第九十三条の二（報告の徴収）

法第六十一条第一項の規定により、液化石油ガス第六条の液化石油ガス販売事業者は、同法第二条第五項に規定する消費設備（ガスメーターと末端ガス栓の間の配管その他の設備を除く。以下「特定消費設備」という。）について次に掲げるいずれかの事故が発生したときは、直ちに事故の発生日時及び場所、概要、原因並びに当該事故に係る特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月その他参考となる事項について、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により事故の発生した場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。

- 一 特定消費設備の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故
- 二 特定消費設備から漏えいしたガスに引火することにより発生した負傷又は物損事故

LPガス事故に関する国への連絡先

■平日「執務時間内」（8：30～18：00頃）

九州産業保安監督部 保安課（直通） TEL：092-482-5469
FAX：092-482-5932

「特定消費設備」とは…

(別表2)

「液化石油ガス保安規則第93条の2、第96条（特定消費設備に係る事故に限る。）並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第131条第2項の運用について」（20230324保局第1号）

記の1

(2) 液石則第93条の2及び第96条に規定する事故報告及び事故届に係る特定消費設備の機種について

事故報告及び事故届に係る特定消費設備の機種については、別表2の中から選択すること。

特定消費設備の名称及び機種

名 称	機 種	
燃焼器具	瞬間湯沸器	その他湯沸器
	ガストープ	風呂釜
	家庭用こんろ	家庭用オーブン
	家庭用炊飯器	その他家庭用
	業務用こんろ	業務用オーブン
	業務用レンジ	業務用フライヤー
	業務用炊飯器	業務用グリドル
	業務用酒かん器	業務用おでん鍋
	業務用蒸し器	業務用焼き物器
	業務用食器消毒保管庫	業務用煮沸消毒器
	業務用湯せん器	業務用めんゆで器
	業務用煮炊釜	業務用中華レンジ
	業務用食器洗浄機	業務用その他
硬質管	金属管	金属フレキシブルホース
低圧ホース	液化石油ガス用継手金具付低圧ホース	低圧ホース（その他）
ゴム管等	ゴム管（両端迅速継手あり）	ゴム管（その他）
	塩化ビニルホース（両端迅速継手あり）	塩化ビニルホース（両端ゴム継手付）
末端ガス栓	ガス栓（ホースエンド）	ガス栓（迅速継手）
	ガス栓（フレキガス栓）	ガス栓（その他）
その他	その他	

「瞬間湯沸器」、「その他湯沸器」、「ガストープ」又は「風呂釜」の場合は、給排気方式として、「開放式」、「自然排気式」、「強制排気式」、「バランス外壁式」、「バランスチャンバ式」、「バランスダクト式」、「強制給排気式」又は「屋外式」の別を記入すること。

「その他家庭用」、「業務用その他」、「ガス栓（その他）」又は「その他」の場合は、具体的に名称を記入すること。

ガス栓には、過流出安全機構及び検査孔の有無を併記すること。その他、過流出安全機構を内蔵していないガス栓の場合、接続具として安全アダプター（外挿式に限る。）の有無を併記すること。

(4) 液化石油ガス法に係る事故の定義等（液化石油ガス事故対応要領）

(1) L Pガス事故

液化石油ガス法に係る事故とは、液化石油ガス法が適用となる貯蔵施設、充てん設備（供給設備に接続しているもの又は充てん設備の使用の本拠の所在地にあるものに限る。）、一般消費者等に係る供給及び消費段階に発生したものであって、次の各号の一に該当するもの（以下「L Pガス事故」という。）をいう。

① 漏えい

液化石油ガス（以下「L Pガス」という。）が漏えいしたもの。（火災に至らず、かつ、中毒・酸欠等による人的被害のなかったものに限る。）ただし、接合部等からの微量の漏えい（ネジ又はゴム管接合部等に石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）は除く。

② 漏えい爆発

L Pガスが漏えいしたことにより、爆発が発生し、又は爆発による火災に至ったもの。

イ. 漏えい爆発（漏えいしたガスによる爆発のみの場合）

ロ. 漏えい爆発・火災（漏えいしたガスによる爆発後火災の場合）

③ 漏えい火災

L Pガスが漏えいしたことにより火災（消防が火災と認定したものに限らない。）に至ったもの。（上記②を除く。）

④ 中毒・酸欠

L Pガス消費設備の不完全燃焼又はL Pガス若しくは排気筒等からの排気ガスの漏えいにより、一酸化炭素中毒又は酸素欠乏の人的被害のあったもの。

(4) 液化石油ガス法に係る事故の定義等（液化石油ガス事故対応要領）

(2) 充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難

次の各号の一に掲げるものに限る。

- ① 供給設備のうち、消費設備に接続しているもの。
- ② 消費設備（移動中のものを除く。）
- ③ 貯蔵施設に貯蔵してあるもの。

(3) その他の事故

次の各号の一に掲げるものは、L P ガス事故には該当しない。（※（2）は除く）

- ① 自殺、故意、いたずら等が原因による事故。
- ② 自然災害による事故。（事故原因が地震時の転倒防止措置の不備、落雪等の防止対策（雪囲い、保護板の設置等）の不備等、保安対策が不十分であると認められる場合を除く。）
例）地震による家屋の倒壊に伴う設備の破損等の事故。
例）洪水・土砂崩れ等による設備の破損等の事故。
- ③ カセットコンロ及びカセットコンロ用容器等に係る事故。
- ④ L P ガスの漏えいがない状態で、L P ガス燃焼器具（これらに付帯するものを含む。）が過熱し、又は故障したもの及び燃焼器具の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災等。
- ⑤ その他上記（1）に掲げるL P ガス事故に該当しない事故。
例）自動車の飛び込みによる事故。

2. 法令遵守状況について

(1) 立入検査について

立入検査までの流れ

規 範

1. 立入検査実施要領（内規）に基づき実施。
2. 当該年度の立入検査計画の策定（年度初に策定）。
※立入検査先の選定方針は、
 - ①これまでに行政処分等を受けた事業者
 - ②これまで立入検査が未実施の事業者、前回実施から相当期間を経過している事業者
 - ③**事故等新たに問題が発生した事業者**等について重点的に実施。

検 査 前 ・ 検 査 時

3. 事業者へ立入検査実施の旨の通報。
※3日前までに連絡が基本。事前連絡なしの場合もあります。
4. 帳簿・契約書等の確認。場合によっては消費者先での現場確認。

検 査 後

5. 法令違反が認められた場合、その違反実態に応じて厳格に対応。
6. 違反等の内容をHPに公表。必要に応じプレスに公表。

最近における九州産業保安監督部の立入検査状況

・平成30年度	13件	（確認書交付	6件）
・令和元年度	11件	（確認書交付	9件）
・令和2年度	4件	（確認書交付	0件）
・令和3年度	10件	（確認書交付	3件）
・令和4年度	14件	（確認書交付	7件）

(2) 令和4～5年度の立入検査における確認事項（確認書を交付し、改善報告を指示）

令和4～5年度 九州産業保安監督部の立入検査の主な確認事項（厳重注意）

○消費者等に対して実施すべき保安業務が長期間にわたり多数実施されていない。

法第27条 → 令和5年3月28日付けで厳重注意

[概要]

- ・定期供給設備点検及び定期消費設備調査の未実施(約20%の消費者に対し未実施)
 - 中には10年を超える未実施も
 - 前回検査時にも同様の指摘

[原因]

- ・会社、社員両方の保安業務に対する意識の欠如

[事業者の対応]

- ・点検、検査の未実施の解消（令和5年6月末までに解消済）
- ・保安業務体制の再構築
- ・定期点検及び定期調査の確実な実施
- ・保安教育の徹底

→これらが確実に実施されているか確認するため適時に立入検査を予定
確認結果は監督部ホームページで公表予定

(2) 令和4～5年度の立入検査における確認事項（確認書を交付し、改善報告を指示）

令和4～5年度 九州産業保安監督部の立入検査の主な確認事項 （確認書を交付し、改善報告を指示）

○書類が適時に提出されていなかった。

販売所等変更届（法第8条）、業務主任者の選解任届（法第19条第2項、規則第22条第5項）、保安機関変更届書（法第35条の4、規則第41条第1項）

→「遅滞なく」

販売事業報告及び保安業務実施報告（規則第132条）

→「毎事業年度経過後三月以内」

○配送契約のみで保安業務を実施していた（保安業務の委受託契約がない）。

○事業所単位での委受託の範囲が明確でない。

○事業所の名称が変更になった際に保安業務の委受託契約書が変更されていない。

法第28条

○当該保安機関に所属していない者が保安業務を実施している（保安業務の再委託）。

法第34条第2項

(2) 令和4～5年度の立入検査における確認事項（確認書を交付し、改善報告を指示）

令和4～5年度 九州産業保安監督部の立入検査の主な確認事項 （確認書を交付し、改善報告を指示）

○点検・検査の結果が「否」の場合の、否となった原因に対する措置を執らなかった場合に生じる結果について、委託元に通知を行っていない。

規則第39条第2項第6号

○委受託契約書で定めた報告期限内に調査結果の報告を行っていない。

○保安機関からの“否”の報告が速やかに行われていない。

○委受託契約書と保安業務規程の整合性が取れていない。

－保安業務規程の例－ ※委受託契約書で「乙の定める保安業務規程によるものとする」とされている場合

終了後40日以内に別表－2の第2号の各事項について委託者に書面をもって連絡することとする。

なお、点検・調査の結果、技術上の基準に適合しないと認められた場合は、基準に適合するようにするための必要な措置、当該消費設備の所有者又は占有者に対し通知した書面をもって、委託者に連絡することとする。

→仮に「40日以内」の箇所が「30日以内」であった場合、当月1日に点検・調査を実施した結果を含む当月分（1日～月末）の点検・調査結果を翌月1日に報告すると、規定を満たさない。

→委受託契約書と保安業務規程で日数が違う、報告の方法が異なる

→「書面をもって」とあるのにメールで連絡を行っている（電磁的方法による連絡が規定されていない）

(3) 令和4～5年度の立入検査における気づき事項（口頭指示、気になったことなど）

- 委受託契約書で点検・調査等の報告は相手保安機関の保安業務規程によるとなっているが、把握できていない。
- 調査結果を販売店に月1回帳票等で報告しているが、報告日や受理日がない。
確実に届いたかどうか、規程や契約書どおりの期限で報告されているかが不明。
- 販売事業者の登録の表示のサイズが規定どおりでない。黒枠で40cm×30cm。
- 販売所の貯蔵施設の表示がわかりづらい（場所、大きさ）。表示すべき面に表示がない。
また、文字が消えている（特に赤字部分）。

様式第4（第8条関係）

40センチメートル	
液化石油ガス販売事業者証	
登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
氏 名 又 は 名 称	
代 表 者 の 氏 名	
販 売 所 の 名 称 及 び 所 在 地	

（備考） 登録番号の欄には、番号の前に登録行政庁名を記載すること。

液石法施行規則で規定された
販売事業者証



赤字が消えているイメージ
（貯蔵施設ではありません）

(3) 令和4～5年度の立入検査における気づき事項（口頭指示、気になったことなど）

○保安業務規程の下部規程（別途必要に応じて定めるとされている要領等）が定められているが、すぐに確認できる状態にない。

－保安業務規程の例－
（実施細則）

第10条 この保安業務規程の実施に際し、次の要領を定めることとし、その他の要領については必要に応じて別に定める。

- (1) 保安業務の事務処理要領
- (2) 保安業務区分ごとの実施要領 ←これらの要領がすぐに見られる状態でない
- (3) 保安業務用機器の管理要領

○担当者（実施者）と確認者の押印が同一。ダブルチェックができていない。

○保安業務機器の数が計画書と実数が一致しない（法定数は満たしている）。

○貯蔵施設のすぐ脇に駐車スペース（区画線）がある。実際に駐車しているケースもある。

○貯蔵施設の床面と通気口の底面がフラットでない。



←通気口の内側に金枠を設置したために、
金枠と床面に段差が生じている

(3) 令和4～5年度の立入検査における気づき事項（帳簿の電子化について）

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第81条第1項の規定に基づき液化石油ガス販売事業者等が備え付けるべき帳簿の取扱い等について」（平成9年4月1日付け9保安第22号）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第81条第1項の規定により、液化石油ガス販売事業者、保安機関及び充てん事業者が備えなければならない帳簿については、事業者ごとに、同法施行規則第131条に規定する記載事項が正確に記載されており、かつ、必要に応じ直ちに記載事項の確認ができる状態にあるものであれば、その一部又は全部を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）で記載して差し支えないこととする。

[法第81条第1項]

液化石油ガス販売事業者、保安機関及び充てん事業者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

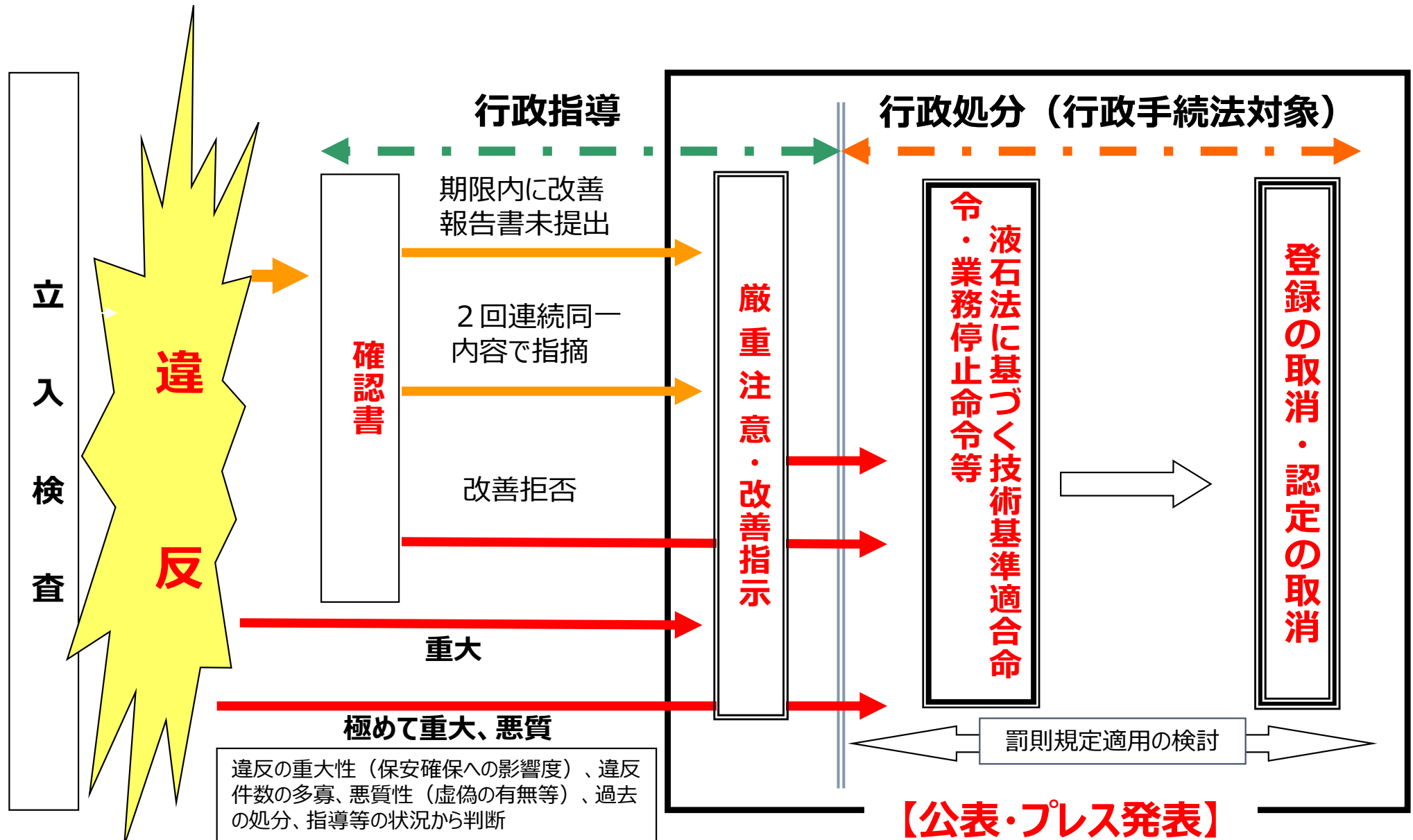
（→記載事項は規則第131条）

[電子化の条件]

- ・記載事項が**正確に**記載されている
- ・必要に応じ**直ちに**記載事項の確認ができる状態にある

立入検査に係る処分等の流れの例示

(本例示はあくまで目安であり、実際の処分等は規定等に基づき違反実態に応じて決定)



立入検査の重点事項（令和５年度）

■ 立入検査においては、昨年度、実施した立入検査での指導内容の実績及びＬＰガス事故の特徴を踏まえ、次に掲げる事項を重点的に確認する。

- ①保安業務に係る委託業務の内容
- ②保安業務の実施状況
- ③緊急時対応の体制
- ④他工事対策等の周知状況
- ⑤液石法第１４条第１項に基づく書面の交付状況
- ⑥液石法第１６条に基づく貯蔵施設等に係る基準適合義務等の遵守状況
- ⑦液石法第１６条の２に基づく供給設備に係る基準適合義務の遵守状況
- ⑧燃烧器等の消費設備調査の実施状況
- ⑨業務主任者の職務の実施状況
- ⑩ＬＰガス販売事業者等が備える帳簿への記載状況
- ⑪質量販売における基準の適合状況
- ⑫販売の方法の基準の適合状況

3. その他参考事項

(1)令和 3 年度以降の法令等改正状況 (新型コロナ関係臨時措置除く)

【 2 0 2 1 / 6 / 1 8 】

- 充てん容器の流出防止措置（自然災害防止対策）の強化
 - ・ 液石法施行規則の一部の改正
 - ・ 液石法施行規則の機能性基準の運用についての一部の改正（例示基準の改正）

【 2 0 2 2 / 7 / 1 5 】

- キャンピングカー等に係る30分ルールの代替措置
 - ・ 保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示等の一部改正

【 2 0 2 2 / 1 2 / 2 8 】

- バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部改正

【 2 0 2 3 / 4 / 1 】

- 液化石油ガス販売事業者の登録等の権限を都道府県から政令指定都市に委譲するための法律改正

※九州の委譲については、以下のとおり

福岡県 → 北九州市消防局予防部規制課

福岡市消防局予防部指導課

熊本県 → 熊本市消防局予防部指導課

充てん容器の流出防止措置（自然災害防止対策）の強化

何を： 1 m以上浸水すると予想されている一般消費者等の充てん等容器について

※浸水区域が0.5m～3mの区域で示されていたとしても、1m未満であるか不明な場合は対策が必要となる。

いつまでに： 令和3年12月1日から **※新規一般消費者宅はすでに対策が必要**

ただし、令和3年12月1日時点で設置済みの施設は令和6年6月1日まで猶予

注) 1 m以上浸水する箇所の新たな供給設備は令和3年12月1日以降は流出防止対策が必要

注) 1 m以上浸水する箇所の既存設備も、令和6年6月1日を過ぎると流出防止対策が必要。

※ あと約8ヶ月ですべての一般消費者への対応・対策を完了することが必要。

どうする： 販売事業者は流出防止対策を講ずる必要がある。

どうなる： 保安機関は容器交換時などの点検時、転倒防止措置の確認が必要となる。

※ 個別の一般消費者宅で流出防止対策が必要な場所かわかるか？

※ 販売店と保安機関との情報共有が必要！！

消費者宅の浸水区域の 確認（ハザードマップ）

・浸水想定なし
・浸水想定箇所
（1 m未満確定）

法的には対応不要

浸水想定箇所

（1 m以上）または（高さ不明、1 mも想定高さに含まれる）

容器収納庫なし

容器収納庫あり

※アンカーボルト等の固定が必要

固定金具の確認

※返し付きフック等に交換

【20kg以下容器】
鎖、ベルト等

1 本掛け

必ずプロテクターを通すこと

【20kg超容器】
鎖、ベルト等

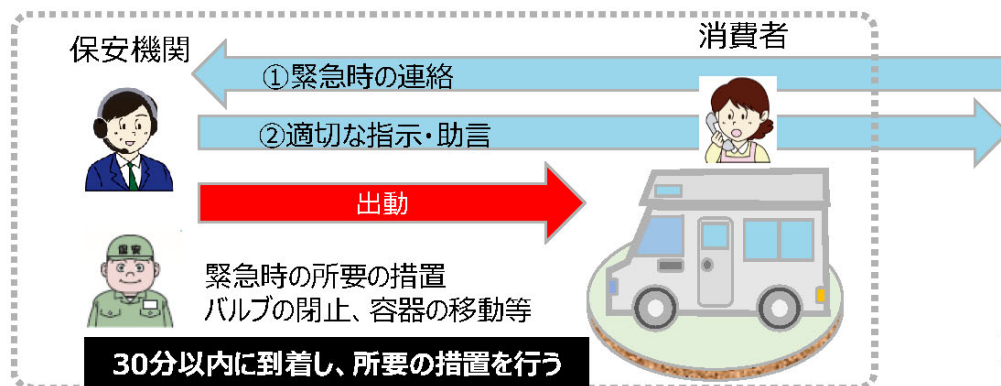
2 本掛け（容器の高さの3/4と1/4）

※内 1 本はプロテクターを通すことも可
ただしその場合でも 2 本掛けは必要

※容器の遊びは少なく堅固に固定する

キャンピングカー等の30分ルール見直し（液化石油ガス法 保安業務告示・通達改正）

令和4年7月
ガス安全室



今回改正の追加事項
(一定の条件を満たした場合は
30分ルールから除く)



緊急時に所要の措置を自ら行う



緊急時対応に関する講習の課程を修了し、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けた消費者

液化石油ガス法において、保安業務を行う保安機関に対し、保安確保の観点から、緊急時対応として、「保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として30分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること」が求められている（以下「30分ルール」という。）。

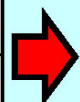
緊急時対応について以下に限り、30分ルールから除く。（注1）
質量販売（注2）により販売した液化石油ガスをキャンピングカー等の屋外において移動して使用される消費設備により消費する一般消費者等であって、緊急時対応に関する講習の課程を修了し、かつ、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けたものの消費設備。

（注1）緊急時対応以外の保安業務については従来通りである。例えば、緊急時連絡に関し、保安業務を行う保安機関が、一般消費者等に対し適切な指示・助言をすることは変わらない。

（注2）質量販売においては、LPガス容器～調整器～燃焼器まで消費設備であり、消費者が管理を行う。

質量販売緊急時対応講習（4時間以上）

科目	範囲
液化石油ガスの基礎	一 液化石油ガスに関する物理・化学の基礎知識 二 液化石油ガスの性質等
各種設備の機能、取扱い	一 液化石油ガス容器等 二 調整器 三 燃焼器 四 安全機器
緊急時の対処の方法	一 非常時の措置（ガスが漏えいした場合、漏えいしたガスに着火した場合） 二 損害賠償責任保険
関係法令	一 高圧ガス保安法 第1章（総則）、第2章（事業）、第3章（保安）、第4章（容器等）及びこれらに係る政令、省令、告示、通達等 二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第1章（総則）、第2章（液化石油ガス販売事業）、第3章（保安業務）、第4章の2（液化石油ガス設備工事）及びこれらに係る政令、省令、告示、通達等



液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習受講修了証

氏 名 ○○ ○○
生年月日 ○年○月○日
修了年月日 ○年○月○日
修了証番号 ○○○○

上記の者は液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習を修了した者であることを証明する。

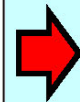
○年○月○日

講習実施機関名

写真

○年○月○日まで有効

講習実施機関の印



- ・ 質量販売を扱う販売事業者から液化石油ガスを購入する際に、受講修了証を提示する。
- ・ 緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、販売事業者の確認を受ける。

販売契約

- 書面交付（注3）
- 帳簿への記載・保存（注4）
- 周知（注5）、消費設備調査、緊急時連絡等



（注3）緊急時連絡先等の情報も含まれる。

（注4）緊急時における措置を自ら行うことについての確認書類や受講修了証の控えを含む。

（注5）災害防止に必要な事項等を一般消費者等に周知する。

改正前： 製造後20年で初回の告示検査、以後5年ごとに同様の検査を受ける必要

- ・外面の目視及び非破壊検査
- ・鋼板の厚さの測定
- ・水または安全な液体による耐圧試験
(外観の非破壊検査で欠陥がないことが確認された場合を除く)
- ・空気等による気密試験 (常用圧力)

改正後： 製造後20年で初回の告示検査、以後5年ごとに同様の検査を受ける必要

- ・内面及び外面の目視検査
- ・内面及び外面の非破壊検査
- ・鋼板の厚さの測定
- ・水または安全な液体による耐圧試験
(外観の非破壊検査で欠陥がないことが確認された場合を除く)
- ・空気等による気密試験 (常用圧力)

→検査期間そのものは改正なし

ただし書きで2～4回目の検査において一部の検査の省略 (条件あり)

ただし書きによる省略可能な項目：

(1) 内面及び外面の目視検査

→「内面については、検査に合格したバルク貯槽であって、当該検査の日以降気密性を保持し、かつ、経過年数が35年以下のものについては、この限りでない。」 ※外面については省略なし

(2) 内面及び外面の非破壊検査

→「非破壊検査による確認を経て検査に合格したバルク貯槽であって、当該検査の日から起算して15年以内であり、かつ、経過年数が35年以下のものについては、(1)の目視検査を行いその外面について欠陥がないことが確認された場合は、この限りでない。」

(3) 鋼板の厚さの測定 →省略なし

(4) 水または安全な液体による耐圧試験

→「(2)の非破壊検査を行い欠陥がないことが確認された場合又は(2)ただし書き規定により非破壊検査を要しない場合を除く。」

(5) 空気等による気密試験

→「検査に合格したバルク貯槽であって、当該検査の日以降気密性を保持し、かつ、経過年数が35年以下のものについては、当該バルク貯槽内に液状の液化石油ガスがある使用状態において当該バルク貯槽に作用する圧力で行うことができる。」

液化石油ガス販売事業者の登録等に係る事務・権限を都道府県から指定都市へ移譲 (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)

(施行日: 令和5年4月1日)

現
行

液石法(注1)

- 液石法は、高圧ガス保安法から液化石油ガスの一般消費者等の保安に関する部分を抜き出した法律であるが、**液石法は都道府県、高圧ガス保安法は指定都市が許可等を行う。**
- 液化石油ガス事業者が、民生用(液石法)と工業用(高圧法)の両方の事業を実施する場合は、**液石法及び高圧ガス保安法双方の手続きが必要。**



支障

○液化石油ガス事業者が、両法の適用を受ける場合、

- ①都道府県と指定都市は、それぞれが受け付けた申請等について、**情報共有を図る必要があるほか、事故対応の際に、都度調整を要するなど事務負担**となっている。
- ②両法の適用を受ける事業者は、**都道府県及び指定都市の双方で手続きをしなければならず、利便性を欠く。**

改
正
後

- 液石法に基づく都道府県の事務・権限について、**指定都市に移譲**する。

法令	主な手続き	権限者
高圧ガス保安法	・製造の許可、貯蔵の許可 ・販売事業者の届出 ・事故届	指定都市の長 (又は都道府県知事)
液石法	・販売事業者の登録 ・保安機関の認定 ・貯蔵施設及び特定供給設備の設置許可等 ・充てん設備の許可、検査等 ・立入検査等	都道府県知事 ↓ 指定都市の長 (又は都道府県知事) (注2)

効果

- ①指定都市が一体的に所管することで、**行政事務の効率化及び液化石油ガスの保安に関する統一的な指導等**が可能となる。
- ②両法に係る窓口が一本化されることにより、**事業者の利便性向上**が図られる。



(注1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)

(注2) 二以上の都道府県の区域内に販売所を設置してその事業を行おうとする場合は経済産業大臣の登録等が必要。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (液化石油ガス法) の改正について

- 本改正は、液化石油ガス法についての都道府県知事の事務・権限（販売事業の登録、保安機関の認定、貯蔵施設の設置許可等）を指定都市の長に移譲するもの。
- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第12次地方分権一括法）として改正。
- 2022年5月13日成立、同年5月20日公布。2023年4月1日施行。

液化石油ガス法における事務・権限の移譲等の概要（黄色が改正部分）

	経済産業大臣又は都道府県知事の権限に属する事務		都道府県知事の権限に属する事務		経済産業大臣又は都道府県知事の権限に属する事務	経済産業大臣又は都道府県知事の権限に属する事務
			試験事務及び免状交付事務以外	免状交付事務及び試験事務	試験事務	
事務・権限の内容	➢ 液化石油ガス販売事業（法第2章） ➢ 液化石油ガス販売事業者の認定（法第3章の2）	➢ 保安業務（法第3章）	➢ 貯蔵施設等の充てんのための設備（法第4章） ➢ 液化石油ガス設備工事（法第4章の2第1節）*第38条の3及び第38条の10	➢ 液化石油ガス設備工事（法第4章の2第1節）*第38条の4～第38条の9	➢ 指定試験機関（法第4章の2第2節）	➢ 液化石油ガス器具等（法第5章） ➢ 雑則（法第6章） * 報告聴取、立入検査等
改正法における権限移譲の対応	都道府県知事の権限を指定都市の長に移譲			移譲対象外		法改正の必要なし（現行条文で市長が含まれている）
						都道府県知事の権限を指定都市の長に移譲

法律改正により都道府県知事から指定都市の長へ移譲予定の事務・権限（液化石油ガス法条文）（次頁に続く）

液化石油ガス法条項	内容
第2章 液化石油ガス販売事業（第3条—第26条の3）	
第3条第1項及び第2項	液化石油ガス販売事業者の登録
第3条の2	液化石油ガス販売事業者登録の実施
第4条	液化石油ガス販売事業者の登録の拒否
第6条	登録行政庁等の変更の届出の受理
第8条	液化石油ガス販売事業者の氏名等の変更の届出の受理
第10条第2項及び第3項	液化石油ガス販売事業者等の地位の承継の届出の受理
第13条第2項	液化石油ガス販売事業者に対する災害発生防止措置命令
第14条第2項	一般消費者等への書面の交付又は再交付の命令
第16条第3項	貯蔵施設等に関する技術上の基準等への適合命令
第16条の2第2項	供給設備に関する技術上の基準への適合命令
第19条第2項	業務主任者の選任又は解任の届出の受理
第21条第2項	業務主任者の代理者の選任又は解任の届出の受理
第22条	業務主任者等の解任の命令
第23条	液化石油ガス販売事業等の廃止の届出の受理
第24条	液化石油ガス販売事業者の登録の失効
第25条	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し
第26条	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し又は液化石油ガス販売事業の停止の命令
第26条の2	液化石油ガス販売事業者の登録の消除
第3章 保安業務（第27条—第35条の5）	
第29条第1項及び第2項	保安機関の認定
第31条	保安機関の認定の基準
第32条第2項	保安機関の認定の更新
第33条	保安機関に係る一般消費者等の数の増加の認可等
第34条第3項	保安機関に対する業務等改善命令
第35条第1項及び第3項	保安業務規程の制定又は変更の認可
第35条の2	保安機関に関する認定の基準への適合命令
第35条の3	保安機関の認定の取消し
第35条の4	保安機関の認定行政庁の変更の場合における認定の受理等
第35条の5	消費設備に係る技術基準適合命令

法律改正により都道府県知事から指定都市の長へ移譲予定の事務・権限（液化石油ガス法条文）

第3章の2 液化石油ガス販売事業者の認定（第35条の6—第35条の10）	
第35条の6第1項	液化石油ガス販売事業者に係るの保安の確保の方法等の認定
第35条の7	液化石油ガス販売事業者からの報告義務
第35条の10	販売事業者の認定の取消し
第4章 貯蔵設備等及び充てんのための設備（第36条—第38条）	
第36条第1項	販売事業者による貯蔵施設等の設置の許可
第37条	販売事業者による貯蔵施設の設置の許可の基準
第37条の2	販売事業者による貯蔵施設等の変更の許可等
第37条の3	貯蔵施設等の完成検査の実施等
第37条の4	充てん設備の許可
第37条の5第3項	充てん事業者に対する技術基準適合命令
第37条の6第1項、第3項及び第4項	充てん設備の保安検査の実施等
第37条の7	貯蔵施設の許可の取消し等
第4章の2 液化石油ガス設備工事 第1節 液化石油ガス設備工事（第38条の2—第38条の13）	
第38条の3	液化石油ガス設備工事の届出の受理
第38条の10	特定液化石油ガス設備工事事業の届出の受理
第6章 雑則（第81条—第95条の3）	
第82条第1項及び第2項	販売事業者等からの報告の徴収
第83条第3項及び第4項	販売事業者等に対する立入検査の実施等
第87条第1項及び第2項	関係行政機関への通報等
第88条第2項第1号及び第1号の2	公示
第90条第1項	聴聞の特例

(2) 今後の法令等改正について

- ・「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の改正
→液石法第7条（標識の掲示）が対象

公布の日（令和5年6月16日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日の施行を予定

書面掲示規制の見直しに係る改正

特定の場所において書面で掲示されていたものについて、**インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも、必要な情報を確認**できるようにすることで、利便性の向上を図る。

標識、利用料金等の掲示

【現行】

事業所等での書面の掲示



【改正後】

インターネット
による閲覧を可能に



利用者保護や利便性、
デジタルバйдへの配慮
の観点から、書面による
掲示も維持



※ 対応困難な一部の零細事業者等については、適用除外を措置
（工程表において、将来に向けてデジタル化の取組を促していくことを明記）

※デジタル庁ホームページより引用

保安ネット利用のお願い

保安ネットとは？

産業保安分野における一部手続きについて、インターネット上で提出・確認を行うことができる。

電子届出の対象となる手続き（液石法関係）

■ 業務主任者の選解任（液石法施行規則第22条）

（様式第10）

■ 簡易申請

P D F 化した各種申請書類の送付に利用できます。

保安ネット利用時の利用アカウント

◆保安ネットを利用する際は、G Biz I Dのアカウントが必要です。事前にアカウントを取得してください。

◆G Biz I Dに関する詳細については、G Biz I Dホームページ（<https://gbiz-id.go.jp/top/>）をご参照ください。

利用アカウント毎の参照権限

◆利用するアカウント毎に保安ネットにおける手続きの参照権限が異なります。

◆いずれのアカウントでも保安ネットにて手続きの提出が可能です。

アカウント名	参 照 範 囲
gBizプライム	同一法人及び個人事業主のgBizメンバーが提出した届出の内容・結果が参照可能
gBizメンバー	同一グループ内の他メンバーが提出した届出の内容・結果が参照可能
gBizエントリー	自身のアカウントから提出した届出の内容・結果のみ参照可能

ログインについて

- ◆電子届出を行う場合は、「保安ネット」のポータルサイトから「GビズID」を利用してログインを行います。
- ◆利用するブラウザは「Google Chrome」を推奨します。
なお、その他のブラウザも利用可能ですが、画面が正しく出力されない可能性がありますのでご注意ください。

保安ネットの機能について

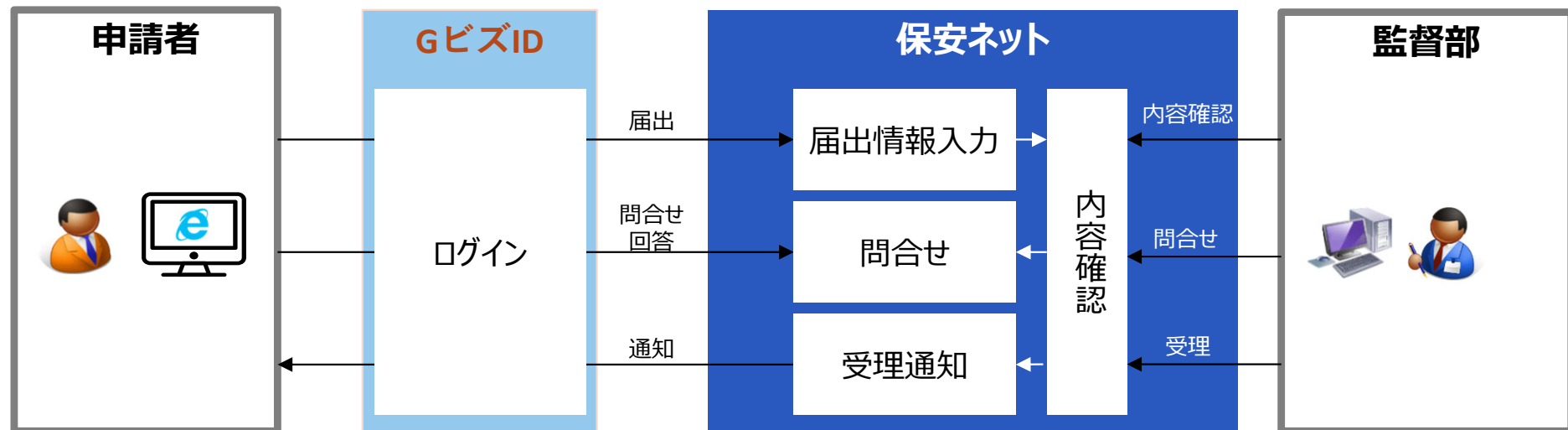
- ◆電子届出の具体的な機能・操作方法については、「保安ネットポータル」(https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/hoan-net/) 内の「パンフレット」「保安ネット操作マニュアル」をご参照ください。

保安ネットの概要説明 (1/2)

事業者がインターネットから一部届出について電子届出を行うと共に、所管監督部等がその内容の確認等を行うシステムとして保安ネットを構築しています。

事業者の方が電子届出するにあたっては、予め「GビズID」を取得いただく必要があります。

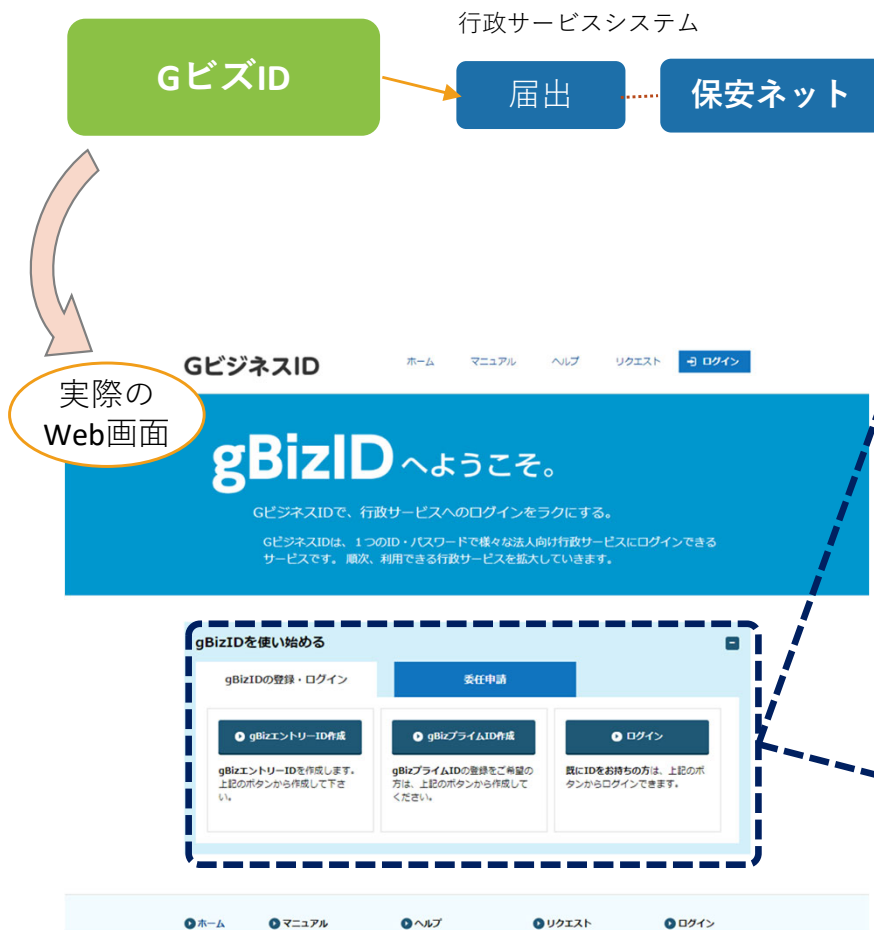
保安ネットのサービスイメージ



保安ネットの概要説明 (2/2)

申請者用アカウントは、「G BizプライムID」「G BizメンバーID」「G BizエントリーID」の3種類あり、ガス事業ではどのIDでも届出の提出が可能です。

アカウント概要



アカウント種別

法人



G BizプライムID
法人代表者印が押印された紙の申込書と、法務局発行の印鑑登録証明書を照合し、法人代表者の本人性が確認できた場合、発行。
(上記対応によりG BizエントリーIDからの変更も可)



G BizメンバーID
法人又は個人事業主の従業員用のアカウント。
作成時、gBizプライムIDによる承認・発行が必要となる。
gBizプライムIDの発行時に、本人性を確認している。



G BizエントリーID
法人代表者の厳格な確認は行わず、オンラインで発行。(但し、法人番号情報の入力が必要)

個人

個人事業主の実印が押印された紙の申込書と、自治体発行の印鑑登録証明書を照合し、個人事業主の本人性が確認できた場合、発行。
(上記対応によりG BizエントリーIDからの変更も可)

個人事業主の厳格な確認は行わず、オンラインで発行。

保安ネットに関するお問い合わせ先

◆ G ビズ I D に関するお問い合わせ先

G ビズ I D ヘルプデスク

電 話	0 6 - 6 2 2 5 - 7 8 7 7
受付時間	平日 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

◆ 保安ネットの操作方法、不具合等に関するお問い合わせ先

保安ネットヘルプデスク

電 話	0 5 0 - 2 0 1 8 - 8 3 8 1
受付時間	平日 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0